

## 2 2 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス学生寮運営細則

**第1条** この細則は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス学生寮規程（以下「寮規程」という。）第18条に基づき、学生寮の管理運営に関し必要な事項を定める。

**第2条** 寮生は、楽しく充実した寮生活を送るため、寮規程を守り、この細則に従わなければならない。

**第3条** 学生寮運営のために寮長、副寮長各1名及び寮生役員（以下「役員」という。）若干名を置く。

2 寮長は、人間文化学部学生生活部長、短期大学部教務学生生活部長及び寮務主事の指導のもとに学生寮の全般的運営に当たる。

3 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故あるときはその職務を代行する。

4 寮長、副寮長及び役員は、寮生の中から寮生の選挙によって定める。

**第4条** 寮長、副寮長及び役員の任期は半年とし、毎年4月1日及び10月1日に交替する。

2 寮長、副寮長及び役員は引き続き再選されることができない。

**第5条** 学生寮の自律的かつ円滑な運営を期するため役員会及び寮生総会（以下「総会」という。）を置く。

**第6条** 役員会は寮長、副寮長及び役員をもって構成し、総会提出議題、その他について審議する。

**第7条** 役員会は、必要に応じて寮長が召集する。

**第8条** 総会は、寮生全員をもって組織し、次に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 行事予定
- (2) 寮生活の合理的運営の具体的方法
- (3) 臨時に行う諸行事
- (4) その他全寮生の協議を要する事項

**第9条** 総会は、寮長が召集する。

**第10条** 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、寮長の任期中1回以上召集しなければならない。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に召集する。

- (1) 寮長が必要と認めるとき
- (2) 寮生総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して召集の請求があったとき

**第11条** 総会は、寮生総数の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 人間文化学部学生生活部長、短期大学部教務学生生活部長、寮務主事及び教務学生課長は総会に出席して意見を述べることができる。

ただし、議決には加わらない。

**第12条** 総会の議長はその都度寮生の中から選出する。

**第13条** 第8条各号に定める事項について総会の決定があったときは、寮長はその結果について寮務主事とおして人間文化学部学生生活部長及び短期大学部教務学生生活部長に報告しなければならない。

**第14条** 寮生は、当直に服務しなければならない。

2 当直に関しては別に定める当直心得による。

**第15条** 寮生は、外泊（帰省を含む）又は旅行をしようとするときは、その目的、宿泊地、出発及び帰寮の日時等を寮長に届け出なければならない。

2 帰寮の日時が遅れる場合は、あらかじめ寮長にその旨通知しなければならない。

3 外泊又は旅行を終えて帰寮した場合は、直ちに寮長に報告しなければならない。

**第16条** 寮生は、自らの健康の保持・増進に努め、防火や防犯などの寮生活での安全性を保持するために万全の注意を払わなければならない。

2 寮生は、定期の健康診断を受けなければならない。

3 寮生は、健康に異常を認めたときは、すみやかに寮長に届出て適宜の処置をしなければならない。

4 その他、日常と変わった事態が生じたときは、速やかに関係者に連絡（別記）をとり、  
臨機の処置を取らなければならない。

**第17条** 暖房器具の使用できる期間は、原則として11月1日から翌年3月31日までとする。

**第18条** 寮規程第11条に規定する経費（食費・生活費）の納入は、原則として各月10日までとする。

**第19条** 学生寮は寮規程第15条の規定により学長が定めた期間閉寮するものとする。

2 前項に規定する夏季閉寮期間において、5名以上在寮しようとする場合は許可を受けて在寮することができる。ただし、冬季閉寮期間は、在寮を許可しない。

3 学長は、開寮期間中にあっても在寮者が5名未満の場合は学生寮を閉寮することができるものとする。

**第20条** 学生寮の事務の一部を大学事務室に委託することができる。

**第21条** この細則に定めのない事項については、学生生活委員会がこれを定める。

## 附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。